

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

麻生大臣には、九年前の総務大臣のとき、また七年前の外務大臣のときに御質問をして以来でございます。総理のときには、私は参議院の厚生労働委員長をしておりました関係上、残念ながら御質問できなかつたということで、久しぶりに御質問をさせていただきます。昔からはらはらどきどきするような御答弁が多かつたので、今日もそのような御答弁がいただけるんじゃないかと期待をいたしております。

昨年十二月まで与党の立場でございましたので、与党と野党の立場でちょっと何か立ち位置が不確かなような状況の中での質問にもなろうかと思いますが、与党の残滓が残っているようなところも御質問の中であらうかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

さて、最初に、二つの法案になっておるわけでございますけれども、所得税法と関税率法、それぞれにつきまして先ほど金子理事の方から御質問もあつたわけでございます、重複することもありますけれども、その二つの法案について二点、私の方からも確認をし、御質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つは、金子理事からも御質問ありましたけれども、自動車関係についての税制のことでございます。

先ほど大臣から御答弁もございましたように、昨年の三党合意の中で、自動車取得税及び自動車重量税については消費税率8%への引上げ時までに結論を得るということが合意をされ、それに即して与党内でも御検討がなされ、方向性が出されたということは理解をしているわけでございますけれども、私どもといたしましては、先ほど金子理事からるる御説明がございましたけれども、やはり、廃止、引下げに向けて抜本改革、速やかにすべしと、このような主張をこれまで展開してきたところでございまして、衆議院の方でも法案を提出させていただきまして、自動車対策については、取引価額が高額であり、消費税率の引上げに伴う税負担が重いこと、経済への影響が大きいこと等に鑑み、平成二十六年三月末に自動車取得税を廃止する、平成二十六年三月末に自動車重量税の当分の間税率を廃止するとともに、自動車重量税を更にグリーン化する、都道府県及び市町村の財政に影響を与えないよう措置を講ずることとしておりますということが提案理由説明で書かれているとおりでございますけれども、そのようなことで法案を提出させていただいたところでございます。

そういった中で、先ほど御説明あつたわけでありまして、今後この自動車関係諸税について大臣としてどのように取り組んでいかれるのか、そのことについて御方針をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（麻生太郎君）** 御存じのように、税制抜本改革法の第七条で、安定的な財源を確保した上で車体課税の見直しを行うとされておりますのはもう御存じのとおりです。

民主党提出の法案につきましては、安定的な財源確保につきましては盛り込まれているところがなかったというところもありまして、自動車取得税、これは地方税ですけれども、の廃止、約これで一十九百億円、二千億弱だと思います。また、自動車重量税の当分の間の税率廃止というので、これで約二千四百億円という大幅な減税を行うということにしておられるんですが、これ、税制抜本改革法の第七条の考え方とはなかなか整合性が合っていないと、私どもはそう考えております。

○**辻泰弘君** まあ実業に通じられた大臣でいらっしゃるから釈迦に説法になりますけれども、やはり日本のリーディングインダストリーだった自動車産業というものが大変厳しい状況の中で、産業、雇用の海外流出、空洞化というふうな状況が現実に行進しているわけございまして、そういった意味からも、この問題につきまして与党の中でも抜本改革、廃止、引下げに向けてお取り組みいただくように重ねてお願いを申し上げておきたいと思っております。

それからもう一点、これも先ほど金子理事の方から御質問がありました関税定率法の方にかかわることでございます。

関税定率法の改正につきましては、内容的には了とすところでございますけれども、要はそれに向けて執行体制をいかが取るかということについてでございますけれども、私の地元、おられます鴻池先生と共通の兵庫県でございますけれども、この兵庫県には神戸税関があるわけでございますけれども、その管轄は山口県を除く中国地方と四国四県という非常な広大な地域でございまして、多くの地方の港とか地方空港を抱えておって、税関の職員の皆さん方が限られた人員の中で全力で頑張っているのをつぶさに見ておるところでございます。

そしてまた、最近、税関において、不正といいますか、薬物の蔓延という状況の中で非常に困難な状況があるということがあられるわけございまして、そんな中で、地方のその対応に向けて全国からいろんな方々にたくさん集まっていただいて何とかしのいでいるという状況を聞いているわけでございます。

こういった状況、やはりこれだけの国際化の状況の中ではやむを得ないことでありますけれども、やはり財政状況厳しき折柄、また公務員の定数ということもあることは承知しておりますけれども、やはりこの部分は国民の安心、安定、生活の安定、公正、適正な行政の遂行、また薬物等の危険性の除去と、こういった面から人員確保については特段の配慮あってしかるべきだと、このように思っておりますが、その点についての大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（麻生太郎君）** 今、辻先生御指摘ありましたように、平成二十四年の税関におけます地方港とか地方空港の覚醒剤だけの摘発件数を見ましても、前年に比べまして倍、約二・二倍ぐらいになっております。倍という結構な数になりますので。また、そういった点は、今言われましたように、国民にとりまして安心とか安全とかいうんで、こういうのは一回中に入った後の方がよほど取締りの方が大変ということになりますので、税関の重要な役割であろうと、私どももそう思っております。

したがって、これ、人数がなかなか難しいし、加えて専門性もかなり高いものを要求されることもあるんですが、少なくとも税関としては、これは検査機器をきちんと対応させるとか、またIT化などによっていわゆる業務の効率化というものを努めるとともに、これは所要の人員の確保、しかもかなり専門色の高い人員の確保等々に努めていかねばならぬところだと思っております。

人材の確保というのは、むしろ減らしておる全体の中であってここだけ増やすというのなかなか難しいところでもありますので、財政事情も行政事情も両方とも厳しいところではあろうと存じますけれども、この所要の人員の確保というのは、これは多分、絶対的な条件だと、日本の治安の良さを維持する意味でも絶対的な条件の一つだと思いますので、人員の確保に努めてまいりたいと思っております。

○**辻泰弘君** 先ほど御答弁ございましたように、定員確保に御努力いただいた経緯というお話もございましたし、効率化ということももちろん必要でございますけれども、今大臣から御説明いただきましたように、やはりこれだけのいろいろな多様化した困難な状況が次々と起こっている中でございますので、元々の定員確保についても御努力をいただきますように御要請を申し上げておきたいと思っております。

ここ以降、税制改正全般について、ある面、大きな話についてお伺いをしたいと、このように思う次第でございます。

それで、消費税率の引上げということ民主党政権の野田政権のときに、昨年八月十日に一体改革ということでやらせていただいたわけでございます。それで、振り返りますと、麻生大臣が総理でいらしたころのようなことをおっしゃっていらしたかということ振り返りますと、毎年一兆円ずつ増えてまいります社会保障関係の中で、我々はそれに対する財源の手当てもしなければならぬ、消費税というものは我々としては避けて通れないと思っている、財源というものをきちんと提示してこそ初めて政策は実現し得ると、こういうふうなことをおっしゃっておられました。

私も民主党政権の中で、まあ反対意見も多うございましたけれども、やはり今、大臣が昔おっしゃっていた言葉とほぼ同じような考え方の下に増税やむなしという立場で議論をしていた人間でございますけれども、改めまして、このようなことを総理のときにおっしゃっていた、今は財務大臣としての麻生大臣として、民主党政権において三党合意ということで、自民党の皆さん方、公明党の皆さん方にも良識を持って御協力をいただいた中

で成立をさせたわけでありましてけれども、その民主党政権において消費税の引上げが決まったことについてどのように評価をされているか、お伺いしたいと思います。

○**国務大臣（麻生太郎君）** これは、辻先生、評価は高いです、正直申し上げて。この話をしたら、まず選挙は負けますから。それが歴代みんな避けている大きな理由でしたから。私も、三年後やらせていただきますと申し上げて、ぼろ負けしました。今回も似たように、やりますと言われてめちゃ負けておられますんで、そういった意味では、これ税金の話はもう二度と触れなくなるぐらい、今回の話、前回の選挙の話の結果は非常に大きなものだったんだと思いますが、それが少なくとも三党合意という形でああいうことができたということは、私どもは、これは多分ほかの国から見ても、与野党対立でほとんどの法案が否決されるとかということが続いているアメリカでも、ほかの国においても、何で日本だけは与野党で三党合意ができてというのは、これは民主主義とか議院内閣制の成熟度はこっちの方が優れているんじゃないのって私は何回もいろんな人に言ったことがあるんですけども、そういったぐらい、これは八月十日の分は大きかったと、私はそう思っております。

いずれにしても、今回、今言われましたように、これは少子高齢化やら含めまして、私どもにとりましては社会保障というものが年率一兆円とかいろんな形で進んでおります中で、この消費税というものは避けて通れないと私どももそう思っておりますんで、あの三党間の協議でこれが進められたことは私は極めて大きな意義があったと、私どももそう思っております。

いずれにしても、これが成立いたしておりますけれども、景気をきちんと良くした上でやらないとえらいことになって、税法は確かに上げられたけれども税収は減ったなんて形になったら意味が全くないことになってしまいますんで、きちんとした景気対策ができておかぬといかぬことなんでしょうと思いますんで、例の附則等々、いろいろ書かれておりますとおりで、ああいった形を踏まえてきちんと景気対策を含めて、これが実際に実行、施行してもそういったことが、不測の事態が起きないような形に我々としても今後とも努力をし続けなければならぬところだと思っております。

○**辻泰弘君** 大臣から御評価もいただいたところでありますけれども、言葉は適切かどうか分かりませんが、私は日本の政治は捨てたもんじゃないと、やはり三党で答えが出せたと。しんどいことでございますし、不人気なことでございますし、民主党、泥をかぶったといいますか、ばか正直に対応したような御指摘もいただいたところではありますけれども、やはり国のため、国民のためにやらざるを得ないことをやったという意味においては良かったというふうに思っておりますが。

振り返りますと、小泉政権のような人気の高いときにこそ自民党がやっていてよかったんじゃないかと思うんですけども、その点は思われませんかでしょうか。

○**国務大臣（麻生太郎君）** 小泉内閣の前半でやられるべきだったというのは多くの識者の言われるところであろうと存じますが、その段階で私のときには上げないと言われたのが、非常にこの話を難しくした大きな遠因になった大きな理由の一つだろうと、私もそう思います。

○**辻泰弘君** そこで、今回消費税を来年から八%、再来年の十月から一〇%ということの引上げになるわけでありますけれども、もちろん、将来的に見ますと、それだけで社会保障の需要を賄うことができるかどうかということはまだ疑問といえますか、恐らくそれでもカバーし切れないんだらうと思うわけでありますけれども、しかし当面の対応として、社会保障の財源というものを四経費ということで決めさせていただいたわけでございます。

そういった限りにおいて、やはりかつてのような、まさに小泉改革のときに行っていた機械的な歳出削減、一兆円ぐらい伸びる社会保障の経費というものを毎年二千二百億カットすると、一兆一千億割る五ということでやっていらしたわけですがけれども、そのような機械的な歳出削減によって医療難民、介護難民というふうな状況もあったわけで、そのようなことも麻生大臣も国会でも御答弁されているところがございますけれども、そういった反省も込めつつ、また今次、消費税というものが完全に十全とは言えないかもしれないけれども、しかし、これほど国民の負担をお願いして社会保障の経費に充てようというふうに御提示をし、そのことをさせていただこうとしている限りにおいて、機械的な歳出削減ということはもうなしにすべきだと、このように思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○**国務大臣（麻生太郎君）** 社会保障費の増加と公の費用ということになるろうと存じますがけれども、これ、対応、反対側に国民の税負担という形の、これ、こっちが上がったらこっちも上げる、こっちも上がったという、そういうイタチごっこみたいな形というのを避けねばならぬというのは大変重要な観点なんだと、私どももそう思っております。

したがいまして、社会保障費の伸びを抑制するためには、これはやっぱり社会保障費を重点化したり効率化したりするようなことを考えないと、やっぱり持続可能な社会保障制度というものの構築はなかなか難しいんだと思っております。したがいまして、そういった観点を踏まえまして、私どもは、自立又は自助というものを第一にして、共助と公助とを組み合わせてというようなことを申し上げておりますけど、弱い立場の人に対してはこれはしっかりと援助の手を差し伸べるというのは、これは基本的な考え方を踏まえて対応していかなければならぬのは当然のことだと思っております。

現段階で特定の方向性が決まっているわけではありませんけれども、いずれにいたしましても、社会保障制度改革国民会議というのを開かれることになっておりますので、その議論を踏まえて、私どもとしてはしっかり対応していきたいと考えております。

○辻泰弘君 大事なことなので、もちろんそういう議論を踏まえて御対応もあっていいと思うんですけども。

実は、かつて総理のときに麻生大臣は、二千二百億円というものに関しましては、旗はきちんと立てておかなければならないものだと思っているということで、旗は立てておく、しかし補正で裏打ちするとかいろんな形で補填するということもおっしゃっておりまして、どういう意味があるのかというのはよく分からないところもあるんですけども。

いずれにいたしましても、財務大臣であり副総理であるお方でいらっしゃるわけでありますから、自民党の政権における、安倍政権における一番の中心のお方であるわけで、その方がそのことについてやはり一つの大きな御見識をお持ちいただきたいと思うので、やはり自民党の中でも御批判のあった二千二百億の削減と、二千二百億というふうに限りませんけれども、単純に機械的に削減するという、それぞれの経費の見直しというものはそれはあると思うんですが、単純に機械的にやるということで非常にいびつなことをしていた経緯がございますので、その点については、やはりない、そういう機械的な歳出削減はしないという方針をお持ちいただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○国務大臣（麻生太郎君） 極めて機微に触れる部分もございますので、そういった意味では、こういったものを機械的にということは、作業としては一番単純な作業なのかもしれませんが、避けなければならぬところだと思っております。

○辻泰弘君 同時に、小泉改革時代のことをお聞きすることになるんですけども、今次税制改正におきましても固定資産税の特別措置的な対応もあったことにかかわることでありますけれども、郵政民営化のことでもございます。

郵政民営化は、思い出しますと、郵政民営化で奇跡を起こすという時期もあって、非常に、今から思うと何だったのかというふうにも思うところがあるわけですけども。今から四年前の、総理でいらしたころの麻生大臣が、郵政民営化、賛成じゃありませんでしたと、サインしないとかいってえらい騒ぎになったと、私は総務大臣だったけれども、反対だと分かっていたので、郵政民営化担当から外されたというふうなこともおっしゃっていたわけでもございます。

そういう経緯がある中で、昨年、これも自民、公明、民主の三党によりまして、あと国民新党も入られて民営化の見直しということが行われたわけでありますけれども、振り返りまして、あの小泉改革時代の郵政民営化というものについての評価、また、昨年成立いたしました改正についての大臣としての評価をお伺いしたいと思います。

○国務大臣（麻生太郎君） 郵政民営化というものに関してのお話でしたけど、評価ですけども、これは郵政事業の経営の自由度を高めたという点においては、私は、国民の資産でもあります郵便のネットワークというようなもの、また郵政資金というものを最大限

に有効に活用する等々を考えますと、これは経済の活性化に資するという点に関しましては積極的な意義も考えないかぬと、私どもはそう思っております。

他方、御存じのように、便利性等か利便の向上とか、地方におりましたときの場合、やっぱり経済の効率化の目的とはまた別の次元で、グローバルサービスとかいろんな意味で、私どもとしては法律の基本的な理念というものをきちんと踏まえた上でやらないと、これは、サービスの提供を確保するというようなところを考えたときには、やはり昨年の方の三事業、郵便業務と銀行業務と保険業務、この三つを一体的なものにするというような形でやらせていただいたのは、元々あれは総務省で考えた原案に近いものでもありますので、私どもとしてはあの案の方がよりきちんとしたサービスを確保した上でかつ収益性も確保できる案なんだと思いますので、あの改革というか改正というのは、私どもとしては郵政民営化を本来目指したのはあの形の方が正しかったのではないかと、今度改正された方が正しかったのではないかと、私の個人的な意見を言わせればそういうことになります。

○辻泰弘君 この問題は本日の本題ではございませんので、これぐらいにしておきたいと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、今御評価をいただいたような形で当面着手しているわけでございますけれども、やはり政治が経営だとか雇用の問題についてかなり翻弄したという経緯があるかと思っております。

そういった意味で、公共性だとか地域への貢献だとか、経営の自由度あるいはユニバーサルサービス、そういった形で法律が固まったわけでございますし、その中で新たなスタートが始まったわけでございますので、これ以上政治が翻弄しないようにそれぞれ心していきたいと、このことを申し上げておきたいし、また、与党におきましてもそのようなお立場でお取り組みいただくように申し上げておきたいと思っております。

それと、同じころに大臣がおっしゃっていることで、実は、答弁を調べていて、同じ日の答弁なんですけれども、麻生総理が、「いろいろなところで市場経済原理主義ではなかなか問題があるとはっきりしたところについては、いろいろな形で改善がなされていくのは当然なのであって、」と、こういうフレーズがございまして、これは質問に対しての御答弁ということなんでございますけれども。

そこで、私、最近、安倍政権に替わられて、経済財政諮問会議、規制改革会議、産業競争力会議と、竹中さんという麻生大臣の非常に親しいお友達も入っていらっしゃるわけがありますけれども、こういった中で、かつてのように、解雇規制の緩和だとか、裁量労働、派遣労働の規制緩和だとか、あるいは時間外労働、残業時間を払わなくていいような法改正だとか、こういったことが再び頭をもたげていると。小泉改革のときも、そういったことがあって、結局さたやみになったところもあるわけなんですけれども、派遣労働などはかなり進んで、それが反省になって、また私ども政権のときに派遣労働、改正をして一か月未満はできないという日雇派遣是正を行ったわけでありまして。

いずれにいたしましても、ここでかつて、三年前になりましたら、麻生総理がおっし

やっておられた、四年前でございますけれども、市場原理主義では問題があるというふうな言い方にもなっていたんですが、このことが再びまた頭をもたげようとしているんじゃないかという気がするんでございますが、そのことについて、いかがお考えでしょうか。

○**国務大臣（麻生太郎君）** 何をもって市場原理主義という方向性を示しつつあるのかという指摘されるのか、ちょっとそこところは定かじゃありませんけれども、少なくとも、第二次安倍政権の中において、何でも民間に任せればいいとか、競争や効率化だけを推進して弱者のことは顧みないというような方向性でないことだけは確かです。

また、三本の矢によりまず経済の再生につきましても、これは、単にパイを拡大するだけではなくて、少なくとも、経済成長や雇用とか所得の拡大とか、そういったものにつながる好循環を目指したものであるということは確かなんだと思っております。

また、民間の活力というものを最大限に引き出して、その恩恵というものが、各地域とか雇用されている従業員とか、そういった方々を含めまして国民の生活に広く行き渡るようにならないと、これは成長戦略というものが、実効というか、実を取れない、実を上げられないことになるんだと思っております。

同時に、社会保障政策につきましても、これは自助自立というのを第一にしなければならぬと私ども基本的にそう思っておりますが、共助と公助というのは、これは必ずうまく組み合わせていかないと、事実、できる人と全くできない方というのは、これは努力だけで解決できないところもある弱い立場の方々にはこれはしっかりした援助の手を差し伸べるという基本的な考え方を持っていないと、これはなかなか世の中というのほうまくいかないんであって、国民皆保険とか、また皆年金とかいった社会保障の根幹というものはきちんと維持するという前提で国として果たすべきことをきちんとやっつけていかねばならぬところなんだと、私はそういうように理解をいたしております。

○**辻泰弘君** 必ずしも明確じゃないとおっしゃいましたけど、申しあげましたように、ある面、人を物としか扱わないような法制を進める、規制緩和を行う、そういったことなどが小泉改革であったわけでありましてけれども、そういったいわゆる競争や効率や自己責任、規制緩和万能、こういった風潮に基づくいわゆる新自由主義的な政策運営に小泉政権の特質があったといたしますか、その本質があったと。そういった中で、それが破綻をし、国民生活が後退をし、格差が拡大した。そういった中で民主党政権につながったというふうに私は思っております、そういったことがまた再び繰り返されるのは愚かなことでありまして、麻生大臣はその点は十分御理解をいただいているお方だと思っておりますけれども、小泉改革を担われた方々が非常に中に入っておられるような側面もございまして、是非、大臣のパワーでそれらをしっかりと国のあるべき方向に導いていただきますように御要請を申し上げておきたいと、このように思う次第でございます。

さて、時間も限られておりますけれども、消費税の使い道についてお伺いしておきたいと思います。

実は、消費税も五%から一〇%ということになりますと、国の方に入ります歳入は、現行が七・六兆円でございますけれども、これが十七兆円になるということで、大体十兆円ぐらい国の増収になるだろうという見通しがあるわけでございます。残りは地方ということになるわけでありまして、そういった中で、それをどういうふうに配分するかということが大きな課題で、これから具体的にどうなるわけでございますし、民主党政権が考えていたといっても、政権交代したわけでありまして、当然それと変わってくるということはあるわけでございます。

私自身は、これはある面、反省、自戒を込めてのことなんですけれども、消費税を十四兆円なり引き上げる、私は、それを今の社会保障を守り、財政を健全化するために必要だという立場で民主党の中で言ってきた人間でありますけれども、しからば、それほど国民に負担を求めるのであれば、日ごろできないものについて充当すべきである、国民が是非やってほしいと思っているようなことにこそ使うべきであると、このようなことを思い、そのような主張をしてまいりましたけれども、残念ながら必ずしもそれが通らなかった経緯がございます。

その一つが医療保険財政に国費を充当する、公費投入のものでございまして、御存じかと思っておりますけれども、後期高齢者、七十五歳以上の部分につきましては原則五割公費投入という仕組みができておりますけれども、いわゆる六十五から七十四歳の前期高齢者については全くそういった公費投入がないということの中で、被用者保険、協会けんぽは一〇%、料率一〇%になりましたし、組合健保もかなりそれに近い、あるいはそれを部分的には超えているところも出てくるようなことがあるわけでありまして、いずれにいたしましても、もちろん若い世代がいずれかの形において、税か保険料か窓口負担しかないわけですから、何らかの形で実質税か社会保険料で負担しなきゃいかぬわけでありまして、拠出金ということで保険料の過半がすぐ右から左に行ってしまうと、こういった状況もある中でございまして、そういった意味で、前期高齢者についても公費の投入をすべきではないか、その財源として、制度的に確立された医療という対象に組み入れた形で前期高齢者の部分にも公費投入すべしという議論を私はさせていただいてまいりましたけれども、今日までそれは実っているわけではございませんし、具体化しているわけでもございません。ただ、新たに田村大臣がそのことに思いを持たれたような御答弁を拝見したようなこともございますけれども。

いずれにいたしましても、この消費税の大きな増税をお願いするに当たりまして、私は、これは、医療保険に充当するのは、実は、民主党政権の中で、国保の二千二百億だけが医療保険財政に充当する部分でございまして、それ以外は協会けんぽも全くないわけでございます。厚労省は協会けんぽには充当すべしという主張をいたしましたけど、それは受け入れられなかった経緯がございますが、いずれにいたしましても、前期高齢者についての

公費投入、現実には三百億なり二百七十億なりの予算措置で対応している部分があるわけですが、抜本的にこの部分についての手当てを消費税を充当することによって対応すべきだと私は考えておりますけれども、その点についての大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（麻生太郎君）** これは辻先生よく御存じのとおり、消費税の使途につきましては、先ほど言われました昨年の八月の十日に、税制抜本改革法におきまして、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるということにこれ決められておりますのはもう御存じのとおりです。一方、前期の高齢者の医療制度ということにつきましては、制度上、これは保険者間の助け合いの仕組みとして設計をされているという設計上の元々の関係もありまして、公費は投入されないという仕組みになっているために消費税の使途にはなっていないというのがこれまでの背景、もうよく御存じのとおりであります。

多分、御質問の趣旨は、この前期高齢者医療制度を見直して、消費税を財源にして公費の投入を図れということをおられるんだと存じますけれども、これが御主張なんだと思いますが、現行の前期高齢者の仕組みというのを考えますと、この公費の投入ということになりますと、これはなかなか現行法上との関係があつて、よほどの慎重な検討が必要なんだと存じます。

○**辻泰弘君** それは現在はそうっていないわけですから、制度化された医療、年金、介護、少子化対策の経費に充てるということになっているわけですから、制度化されていないわけですから、それは今の段階では充当できないわけです。逆に言えば、法律で仕組みればできるというか、することになると。そこはそれでよろしいですね。

○**国務大臣（麻生太郎君）** これは法律上の話、規則上の話でありまして、そういった形で、これは法律がそういうことになった場合はきちんとその対応ができますけれども、それは更なる消費税というものの、上げるという、上昇ということをしてしない限りは、今言われたようなものでは、現実、ただですら今二千何年度までにとこのもののプライマリーバランス等々いろいろさせていただいているものですら今問題があると言われておりますので、この部分が入っていきますとその分だけ更に負担が大きくなることとなりますので、法律を改正すればできることははっきりしていますけれども、それに至るまでの経緯はなかなか慎重に対応されてしかるべきと存じます。

○**辻泰弘君** 同じトーン、趣旨で難病対策についてもお伺いしておきたいと思っております。

難病対策、私厚生労働副大臣のときに精力的に取り組を進めていただいて、法改正をすべしという閣議決定もいただいて、今年の秋ごろに法律が出るんじゃないかというふうに流

れができていますけれども、これにつきましても、実は、当初は必ずしも不分明でありました位置付けを閣議決定で一項目起こしていただいて対策、このことが今消費税も充当するということにつながると思っているんですけれども、同じ意味において、難病対策も法制化されますと制度化された医療、年金、介護、少子化対策の経費というふうに充当する消費税の対象になると、こういう理解でよろしいですね。

○副大臣（小淵優子君） 消費税の使途につきましては、先ほど大臣からお示しさせていただいたとおりであります。

委員も十分に御承知のことではありますが、医療費助成事業を始めとするこの難病対策については、今法律に基づく事業ではありませんので消費税の使途とはなっていませんが、現在、難病対策については、公平、安定的な支援の仕組みの構築に向けて厚生労働省におきまして検討を進めているところであると承知をしております。その結果を踏まえて適切に対応してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 これは、昭和四十八年から出発しました予算事業でやってまいりました関係で常にマイナスシーリングのあおりを受けて、医療費助成の対象が五十六疾患から増やせないという状況がある、かつまた国と地方で半分ずつ持つという出発で来たんですけれども、最近の国の財政不如意の折柄、地方に結局負担を押し付けていると。いわゆる超過負担ということで、トータル千二百億ある、国、地方六百、六百であるところが地方が九百、国が三百ということで、それだけ超過負担になっているという状況がございまして、これを解消するためにはやはり法律的な、要は義務的経費にしなきゃならぬということで法律化をしようということで私中心でやらせていただいたこととございますけれども。

今おっしゃった現状からすれば、先ほどの前期高齢者の部分も難病対策も同じですけれども、現在は制度化されていないわけですから消費税の対象にはなりませんというのは、それはそういう意味では理の当然なんです、逆に言えば、法制化された暁には医療の部分の、制度化された医療の経費であるということで、消費税の対象たり得るといことだと整理できると思いますが、その点について、麻生大臣、確認しておきたいと思えます。

○国務大臣（麻生太郎君） これは財源の話とも関係してまいりますので、この種の話、私、ハンセン氏病というのをやらせていただいたことがありますけれども、こういったものを含めまして、これは難しい問題いっぱいあるかと存じますが、いずれにいたしましても、法制化された段階で財源の問題と併せてどうするかということを考えねばいかぬ、財源と法律と両方を考えなければ難しいところだと思っております。

○辻泰弘君 これ以上要りませんが、その制度化された医療の経費に充てるということですから、それは消費税が自動的に当たるというふうに理解すべきだと思うんですが、

逆に言うと、要は後から決まったものは入れないのかということなんですね。それはどうなんですか。

○**国務大臣（麻生太郎君）** これはそのときの法律の作り方次第なんだと思いますんで、これまでのものしか認めないとするか、新しく難病等々として入ってきたものは更に加えるとするか、それはそのときの法律で決められた形でできるんだと思いますけれども、法制化されるかどうか現段階で決まっていなくて、なかなかちょっとお答えしにくいところではあります。

○**辻泰弘君** これはまた議論させていただきたいと思いますが、最後になりますけれども、消費税の非課税となっている医療における損税解消、いわゆる損税の解消ということに向けた対応の現状、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○**国務大臣（麻生太郎君）** 社会保険診療等々、いろいろ幾つもあるんですけども、可能な限り国民の負担を抑えながらサービスを提供するという政策的配慮から、これは御存じのように非課税ということになっておるんですが、医療機関が医薬品や医療機器を購入する際に支払う消費税分には、診療報酬によって手当てされてきたというのがこれまでの経緯です。このような診療報酬による対応につきましては、これは医療の関係者団体からは、特に高額な投資を行っている多分MRIとかいろいろ機械がありますんで、そういったものの消費税負担が大きいということで、とてもではないけど現行の診療報酬ではカバーできていないという御指摘はあっておりますのは確かであります。

医療につきましては、これは先ほど言われました税制抜本改革法及び昨年六月の三党合意において、八%に引き上げる時までには、医療保険制度において適切な手当てを行う具体的な手法について検討し結論を得るといふことにされておると同時に、医療に係る課税の在り方について引き続き検討を行うといふことにされております。その後、今年二月の三党合意におきましても、引き続き協議を行うとされたところでありますんで、これは与党の間並びに三党間での合意で、今後の状況を踏まえつつ、税制抜本改革法の規定に沿ってこれは検討していかねばならぬというのが私どもの立場であります。

○**辻泰弘君** 厚生労働省、来てもらっていると思うんですけども、八%時までは診療報酬体系の中で今までと別建てで対応するといふことで取り組んでいるという理解でいいですか。

○**政府参考人（神田裕二君）** 今、先生御指摘のとおり、今回の税制改革に当たりましては、社会保険診療に係ります消費税については引き続き非課税とした上で、税制抜本改革法におきまして医療機関等の仕入れに係る消費税については、高額な投資に係る負担に関

して区分して措置を講ずることを検討し、全体として診療報酬と医療保険制度において手当てをするというふうにされております。

現在、中医協の下に分科会を設けまして、具体的な対応方法を検討しているところでございます。

○辻泰弘君 それ、詰めて言うと、八%時までは一応それだけど、一〇%のときはまた考えると、複数のときは考えると、こういう理解でいいんですか。

○政府参考人（神田裕二君） この点につきましては、先ほど財務大臣からも御答弁ございましたように、課税の在り方については引き続き検討すると、引き続き協議を行うというふうに三党合意でもされているところでございますので、与党間、三党間の今後の議論の状況を踏まえて検討していく必要があるというふうに考えております。

○辻泰弘君 いわゆる損税というものについての解消は何としても図らねばならないという立場で私も厚生労働副大臣を担当してまいりましたけれども、私の理解では八%時は診療報酬の第二診療報酬的な対応でいって、一〇%、複数税率になったときはまた考えようと、こういうことだと思っておりますけれども、そういったことでお取り組みをいただきますように御要請を申し上げまして、時間が参りましたので、質問を終わらせていただきます。